

議 案 第 8 2 号

磐田駅北口多目的広場条例の制定について

磐田駅北口多目的広場条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年9月5日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田駅北口多目的広場条例

(設置)

第1条 磐田市は、市民の集いと憩いの場及び賑わいを創出する場を提供するため、磐田駅北口多目的広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田駅北口多目的広場	磐田市中泉598番地

(行為の制限)

第3条 広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場若しくは附属の設備を損傷し、若しくは汚損し、又は附属の設備を滅失すること。
- (2) ごみその他の汚物を持ち込み、又は捨てること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること。
- (4) 次条第1項の規定による使用許可を受けずに車両その他これに類するものを乗り入れること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること。

(使用の許可)

第4条 広場において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更する場合においても同様とする。

- (1) 催事その他これに類する催しを行うこと。
- (2) 物品の販売その他これらに類する行為を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の全部又は一部を独占して使用すること。

2 市長は、前項に規定する使用の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用時間)

第5条 使用者が広場を使用できる時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用料）

第6条 使用者は、使用の許可を受けたときは、市長が定める日までに、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力による事由のため、広場を使用することができなかったとき。
- (2) 使用者の責めによらない事由により広場を使用しなかった場合であって、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が使用日の7日前までに使用の許可の取消しを願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事由により使用ができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により使用者が受ける損害に対して、その責任を負わない。

（原状回復）

第10条 使用者は、広場の使用を終えたとき又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちに原状

に復さなければならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 1 1 条 使用者は、広場の使用の許可によって生ずる権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第 1 2 条 広場を利用する者は、故意又は過失により広場若しくは附属の設備を損傷し、若しくは汚損し、又は附属の設備を滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（過料）

第 1 3 条 偽りその他不正行為により使用料の徴収を免れた者は、免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分	金額
広場	1 時間当たり 3 6 0 円
物品の販売その他これらに類する行為	1 区画当たり 日額 5 0 0 円

備考

- 1 電源使用に係る使用料については、市長が定める額とする。
- 2 広場を使用する場合であって、同時に物品の販売その他これらに類する行為を行うときは、広場の金額を適用する。